

イギリスにおける財務業績報告の展開

佐藤 信彦

I はじめに

企業活動が複雑になり、また利害関係者の情報要求が高度化するにつれて、企業の財務業績をどのように報告すべきか、そのあり方が重要な論点であるとの認識がますます高まってきた。それは、一方では、これまでは認識されてこなかった契約上の権利または義務が資産または負債として認識されるとともに、その評価差額または純額としての正味の債権または債務の変動額が当期の損益に算入されるようになっていたり、一定の条件を満たした資産または負債項目の評価差額を、評価損だけでなく評価益をも当期の損益計算に含める形で認識することなどに現れたのであるが、他方で、ある項目が当期の業績を示すと考えるべきか否か、さらには、『業績』とはいったい何なのかという根本的な問題まで提起されるに至っているのである。

このような動きは、具体的には、アメリカ、イギリスなどのさまざまな国および IASC などにおける損益計算書およびその他の財務業績関連報告書をめぐる議論に見られる。本稿では、そのうち特にイギリスの会計基準設定機関である会計基準審議会（Accounting Standards Board: ASB）から 1999 年に公表された討議資料『財務業績の報告：変更提案』（以下、『討議資料』と略す。）¹⁾

1) ASB（1999）であるが、引用にあたっては、DP と略し、項数のみを文末に示す。

およびこれを受けて 2000 年 12 月に公表された FRS3 号『財務業績の報告』改訂案²⁾を取り上げ、その特徴と考えられる影響とを検討する³⁾。

II 財務業績報告基準の変遷と現状

(1) SSAP6 号における損益計算書

① SSAP6 号と改訂 SSAP6 号

イギリスにおいて、会計基準が整備されていく過程で、まず取り上げられるべきものは実務会計基準書（A Statement of Standard Accounting Practice: SSAP）であろう。損益計算書に関連しては、1974 年に、SSAP6 号「異常項目と過年度修正」が公表され、1986 年に改訂されている。

SSAP6 号と改訂 SSAP6 号について、ASB は『討議資料』で次のとおり述べている。

この基準書（SSAP6 号—引用者）は、1974 年に公表されたが、もともと『包括主義』利益概念に依拠していた。その後行われた 1986 年の改訂では、さまざまな改善が行われた。しかし、実務上の解釈に伴う重要問題は残され、それは、特に、損益計算書における正常項目と異常項目のどちらかとしては明らかに類似した事象の取扱が異なっていることに関連したものであった。1986 年の

2) ASB（2000）であるが、文中では、FRED22 号と略す。また、引用にあたっては、FRED22 と略し、項数のみを文末に示す。

3) 菊谷（2001）においても、この間の変遷の概要が取り上げられている。

改訂がこの領域における会計実務の相違および多様性を縮小するという目的を達成できなかったことは明らかであったし、変更要求が財務諸表の利用者からも当該問題に関連する多くの作成者や監査人からも寄せられた (DP, par. 3).

この記述の再検討のために、改訂 SSAP6 号の概要を見ておこう。改訂 SSAP6 号では、諸用語を次のとおり定義した上で、下の図表 1 のような損益計算書の様式を例示している。

「正常活動 (Ordinary activities) とは、会社により、普通に、頻繁に、または定期的に遂行されるあらゆる活動および、その会社の活動を増進させるか、それに付随するか、またはその活動から生じるあらゆる関連活動である。それには、会社の短期売買 (trading) 活動が含まれるが、それに限られない。」 (SSAP6, par. 28)

「例外項目 (Exceptional items) とは、会社の正常活動に属する取引または事象から派生し、かつ、財務諸表が真実かつ公正な概観を与えるならばその大きさまたは発生頻度により別建てで開示されることが必要である重要項目である。」 (SSAP6, par. 29)

「異常項目 (Extraordinary items) とは、会社の正常活動に属さない取引または事象から派生し、それゆえ、頻繁または定期的に反復するとは期待されない重要項目である。それには、例外項目も含まれないし、また、過年度項目も含まれないが、それは単にそれらが過年度に関係があるという理由からである。」 (SSAP6, par. 30)

「過年度修正 (Prior year adjustments) とは、会計方針の変更または基本的誤謬 (fundamental errors) の訂正から生じる過年度に対して適用される重要な調整である。それらには過年度に行われた会計上の見積りに関する通常の反復的訂正ま

〈図表 1〉

損益計算書

	1986	1985
	£ m	£ m
売上高	183,000	158,000
売上原価	<u>106,140</u>	<u>86,900</u>
売上総利益	76,860	71,100
販売費および管理費	<u>57,160</u>	<u>52,500</u>
営業利益		
例外項目調整前利益	19,700	18,600
例外項目—主要契約に係る損失	<u>8,600</u>	—
税金調整前正常活動利益	11,100	18,600
正常活動利益に対する税金	<u>4,500</u>	<u>7,400</u>
税金調整後正常活動利益	6,600	11,200
少数株主持分損益	<u>400</u>	<u>370</u>
持株会社の構成員に帰属する利益	6,200	10,830
税金調整後異常損失	<u>595</u>	<u>1,020</u>
当期利益	5,605	9,810
配当金	<u>4,410</u>	<u>4,200</u>
当期利益留保額	<u>1,195</u>	<u>5,610</u>

注の抜粋 (省略—引用者)

たは修正を含まない。」(SSAP6, par. 31)

これらの定義および様式から、次の2点が指摘できる。

第1に、定義から例外項目は正常活動を原因とする損益項目であり、異常項目は、そうではないと考えられていることがわかる。そして、例外項目は異常項目との区別が曖昧であるという先のASBの指摘もうなずけるのである。それは、すなわち、異常項目が一株当たり利益(Earnings per share: EPS)の計算には含まれない(SSAP3, pars. 2, 12)ことから、経営者は都合の悪い項目を異常項目に分類し、EPSに反映させないようにする実務が目立っていたという問題だったのである。

第2に、配当金が損益計算書に記載されていることが特徴的である。

なお、過年度修正は、前年以前の対応する損益計算書および貸借対照表数値を訂正し、利益剰余金期首残高への直接的加減により会計処理されるべきである(SSAP6, par. 39)と規定している。それゆえ、単純な意味でのクリーン・サープラスではないことが指摘できる⁴⁾。

(2) 総認識利得損失計算書の登場とその位置づけの変遷

その後、1992年に、FRS3号「財務業績の報告」が公表された。

① 定義

FRS3号でも、まず定義が示されている。改訂SSAP6号では存在しなかった項目が定義されていたり、同じ名称の項目でも若干字句が異なっているので、あらためて、ここでFRS3号の定義を示しておく。

「正常活動 (Ordinary activities): 報告エンティティにより、その事業の一部として遂行さ

れるあらゆる活動および、その報告エンティティが自分の活動を増進させるために従事するか、それに付随するか、またはその活動から生じるあらゆる関連活動である。正常活動は、政治、規制、経済および地理の各環境をふくむ報告エンティティの活動する環境におけるあらゆる事象が当該報告エンティティに与える影響を、当該事象の頻度または異常性 (unusual nature) とは無関係に含む。」(FRS3, par. 2)

「廃止事業 (Discontinued operations): 売却または終結されられ、かつ下記の条件のすべてを充たす報告企業の事業。すなわち、

- (a) 売却または終結が当期中かまたは次期の開始から3ヶ月以内でかつ財務諸表の承認前かのどちらかに完了していること。
- (b) 終結の場合には、それ以前の活動は永久に取りやめられること。
- (c) 売却または終結が、報告エンティティの事業の性質および焦点に重要な影響をもち、かつ、(業種または地理の) 特定市場からの撤退と報告エンティティの継続市場における売上高の重要な減少とのどちらかを結果としてもたらすその事業遂行能力の重要な減少をあらわすこと。
- (d) 資産、負債、事業成績および活動が、物理的、操業的かつ財務報告目的において明らかに区別可能であること。

これらの条件のすべてを充たしていない事業は継続として分類される。」(FRS3, par. 4)

「例外項目 (Exceptional items): 報告エンティティの正常活動に属する取引または事象から派生し、かつ、財務諸表が真実かつ公正な概観を与えるならば、その大きさまたは発生頻度により、個別的に、または類似の種類であればまとめて、開示されることが必要である重要項目である。」(FRS3, par. 5)

「異常項目 (Extraordinary items): 報告エンティティの正常活動に属さない取引または事象から派生し、かつ、反復するとは期待されない高

4) クリーン・サープラスの意味の検討に関しては、佐藤(2001c)を参照されたい。

い程度の異常性 (abnormality) をもった重要項目である。それには、例外項目も含まれないし、また、過年度項目も含まれないが、それは単にそれらが過年度に関係があるという理由からである。」(FRS3, par. 6)

「総認識利得損失 (Total recognised gains and losses): ある期間に認識され、かつ株主に帰属する報告エンティティのすべての利得および損失の総計」(FRS3, par. 8)

これらの定義から、いくつかの点が以下のとおり指摘できる。

第1に、廃止事業が定義され、業績に占める継続企業と廃止事業の割合が、明確に把握できるように報告書を作成することを前提とした記述になったということが指摘できる。

第2に、異常項目に関しては、定義自体はそれほど変化していないが、その解釈は厳格になっているといえる。なぜならば、この項目は、あっても稀であるとして、例示されていないからである。また、改訂 SSAP6 号の段階では、EPS の計算に異常項目は含まれなかったが、FRS3 号では、異常項目は EPS の計算に含まれるように変更された (FRS3, Summary d, par. 48)。これは、以前、この項目の範囲を故意に広く取って、EPS の計算から除外する実務が横行していたことの反省からであると思われる。

第3に、例外項目に関しては、定義の若干の変更があっただけである。しかし、例外項目として、事業部門の売却または終結に伴う損益、報告エンティティの事業内容と目標に大きな影響を及ぼすような重大な組織変更または事業のリストラクチャリングのための費用、固定資産処分損益の3項目のみを例示するだけであり (FRS3, par. 20)、ここでも規定の厳格な解釈が行われているといえよう。

第4に、総認識利得損失という概念が登場している点が特徴的であるが、これについては、財務業績報告書の様式を見た後で、再検討する。

なお、過年度修正に関しては、定義も規定内容も変化がない。

② 財務業績報告書の様式

FRS3 号の最大の特徴は、財務業績を表示する報告書が、損益計算書 (Profit and loss account) だけではなく、総認識利得損失計算書 (Statement of total recognised gains and losses) の2つであるという点である。

まず、FRS3 号の付録にある損益計算書と総認識利得損失計算書の例示を示せば次頁の図表2および3のとおりである。

このような FRS3 号の規定内容に関して、ASB の『討議資料』では次のように述べられている。

SSAP6 号の黙示的目的の一つは、広範な目的に有用であろう要約的な業績測定値を提供するということであった。しかしながら、税引後利益のような損益計算書における特定合計値は余りに単純すぎ、かつ、財務業績の基礎的構成要素の重要性を曖昧にしてきたと広く認められていた。そこで、ASB は、複雑な組織体の業績は単一の数値に要約できるようなものではなく、それゆえ、1992年に公表された FRS3 号は、業績の多様な側面の分析と解釈を可能にする枠組みの中で業績の多くの構成要素を強調することを意図した『情報セット』アプローチに基づくべきであると当時考えたし、現在も考えている (DP, par. 5)。

また、FRS3 号が公表された1992年当時、ASB は、利用者こそが多様な状況のもとで自分が重要であるとする特定の構成要素を明らかにするであろうと述べ、財務業績のその他の側面との関係、目的適合性、およびその構成を考慮することなしに利用者がいずれかの単一数値に特定の注意を払うのは適切ではないと考えた。FRS3 号により要求される情報を使えば、利用者はエンティティの財務業績に関する独自の査定が可能となるため、ASB は、FRS3 号が財務業績のより

イギリスにおける財務業績報告の展開（佐藤）

〈図表 2〉	損益計算書（例示 1）		
	1993	1993	1992
	£ m	£ m	訂正後 £ m
売上高			
継続事業	550		500
買収部門	<u>50</u>		
	600		
廃止事業	<u>175</u>		190
		775	690
売上原価		<u>(620)</u>	<u>(555)</u>
売上総利益		155	135
純営業費		(104)	(83)
営業利益			
継続事業	50		40
買収部門	<u>6</u>		
	56		
廃止事業	(15)		12
1992 年引当金取崩額	10		
		51	52
継続事業での財産処分益		9	6
廃止予定事業に係る損失引当金繰入額			(30)
廃止事業の処分損失	(17)		
1992 年引当金取崩額	<u>20</u>		
		<u>3</u>	
利息調整前正常活動利益		63	28
支払利息		<u>(18)</u>	<u>(15)</u>
税金調整前正常活動利益		45	13
正常活動利益に対する税金		<u>(14)</u>	<u>(4)</u>
税金調整後正常活動利益		31	9
少数株主持分損益		<u>(2)</u>	<u>(2)</u>
[異常項目調整前利益]		29	7
[異常項目]（位置取りを示すためだけに含めた）		-	-
当期利益		29	7
配当金		<u>(8)</u>	<u>(1)</u>

当期利益留保額	21	6
一株当たり利益	39p	10p
調整	Xp	Xp
[項目別に記載し、かつ適切な説明が行われるべきである]		
調整後一株当たり利益	Yp	Yp
[調整後一株当たり利益の計算理由が示されるべきである]		

〈図表 3〉

総認識利得損失計算書

	1993	1992 訂正後
	£ m	£ m
当期利益	29	7
財産の未実現再評価剰余金	4	6
短期投資の未実現利得/ (損失)	(3)	7
	30	20
純外貨投資の外貨換算差額	(2)	5
当期関連総認識利得損失	28	25
過年度修正 (注 X に説明されている)	(10)	
最終年次報告書以降認識された総利得損失	18	

的確な理解と分析を助ける重要な一歩前進であったと考えた (DP, par. 6).

ここでは、報告エンティティの業績を把握するためには、当期純利益などの単一数値のみを見るのではなく、すべての項目を分析する必要があるということ、すなわち、情報セットアプローチが強調されている。しかも、そこでは、業績を反映する項目として適格であると経営者が考える項目のみを含めた形で計算される損益数値ではなく、株主への分配または株主からの拠出以外の純資産増減すべてを、何らかの意味での業績を反映するものと考え、その評価は情報利用者自らが行うという形の情報の利用および分析を想定しているのである。

そこで、ある会計期間における株主への分配または株主からの拠出以外の純資産増減額を示す数

値として「総認識利得損失」という概念が提示されているが、これは、アメリカにおける「包括利益」に相当するものである⁵⁾。

しかし、総認識利得損失と包括利益は、再分類調整、いわゆるリサイクルをするかしないかという観点から見ると、全く異なっている。つまり、FRS3号において、総認識利得損失計算書上に記載された項目は、その基となった資産または負債が売却または決済されたときにも、損益計算書に再び記載されはしない。それは、総認識利得損失計算書に記載される項目は、当期の財務業績を構成する項目であると位置付けられているからであ

5) 包括利益に関する諸問題、特に、その利益観との関連および現代会計における位置付けに関しては、佐藤 (2001b) を、また、1998年当時までの状況を前提にして、その全般的な検討に関しては、COFRI (1998) を、参照されたい。

り、逆に、アメリカのように、「その他の包括利益」として包括利益計算書または株主持分変動計算書にいったん記載されても、その基となった資産または負債が売却または決済されたときにも、損益計算書に再び記載される取扱いは、当該項目を当期の業績とはみなしていないと考えることができる。

Ⅲ 『討議資料』の提案内容の概要

(1) 『討議資料』公表の背景

① G4+1 報告書

『討議資料』が公表される前、1998年1月にG4+1は報告書『財務業績の報告：最近の展開と将来の方向』を公表した。1998年報告書では、財務業績の報告に関して、一報告書アプローチ、二報告書アプローチ、あるいは持分変動計算書アプローチなどのさまざまなアプローチが検討された上で、結論としては、一報告書アプローチが望ましいとは認めながらも、各論を並記する形に終わっていた⁶⁾。

その後、G4+1は、1999年9月に、『財務業績の報告：提案されたアプローチ』（以下、G4+1報告書と略す。）と題する報告書を公表したが、この報告書では、財務業績数値を包括利益ないし総認識利得損失、すなわち純資産増減額として捉える以上、一報告書による報告がなされるべきであり、かつ営業、財務およびその他の3区分表示の形式がとられるべきであるとの提案がなされた。この提案を受けて、本稿で取り上げる、『討議資料』がイギリスで公表されたのである。

② FRS3号改訂の必要性

FRS3号は、当時の草分けであって、ほとんどの国で見いだされる財務業績に対するアプローチよりも、より洗練されたものを今も示している。それにも関わらず、それが初めて実施されたとき以来、FRS3号の適用におけるさまざまな実務が

イギリスで展開され、そして、当該基準の見直し時期を得ているであろうということを示すようなその要請のいくつかに関する理解が展開されてきた（DP, par. 8）。加えて、他の特定の国々が財務業績に対するイギリスのアプローチにある程度あわせつつあり、そのため、調和化を促進し、かつ国際的会計界の見解を共有するために、国際的なレベルで当該基準の見直しの少なくとも第1段階を実施することが望ましいと思われる（DP, par. 9）として、国際的調和化の観点を強調している。

(2) FRS3号に対する変更提案

このような背景の下、ASBは『討議資料』においてFRS3号の変更提案を行った。以下、その概要を示そう。

① 単一の業績報告書の提案

現行FRS3号による最重要の改変の一つは総認識利得損失計算書（STRGL）の導入であった。FRS3号の公表前は、特定の財務業績項目が損益計算書に記載されなかったため、それらは持分（リザーブ）変動（equity (reserve) movements）において『見失われ（lost）』がちであった。現行FRS3号は、法律またはそれ以前の会計基準がリザーブに入れるのを容認していた諸項目の場合の実務を変更しようとしたものではなかったが、そのような利得および損失がそれ自体として主たる財務業績報告書で報告されることを確実にした（DP, par. 10）。

さらに、G4+1報告書は、株主との取引を除くすべての持分変動を示す単一の業績報告書（a single performance statement）が存在するようになる結果を伴うよう、現在総認識利得損失計算書に含まれている情報を損益計算書の末尾に加えることにより、現行FRS3号により達成された見解を向上させることを求めている。当該単一報告書は、(a) 営業（operating）（または売買（trading））活動の成果、(b) 財務およびその他の金融活動（financing and other treasury activities）

6) G4+1が公表した報告書に関しては、岩崎（1998）などを参照されたい。

の成果、および(c)その他の利得および損失、の3つの構成要素による財務業績の完全な分析を示すであろう(DP, par. 11).

いくつかの変更は提案されているが、広い意味で、(a)と(b)は、損益計算書で報告されている項目から構成され、その一方で、(c)は、総認識利得損失計算書で報告されている項目であろう(DP, par. 12).

このように、現在、損益計算書と総認識利得損失計算書とに分けられている財務業績報告書を一つにするというのが最大の変更となる。

② その他の変更提案

G4+1 報告書は、まず、以下のような現行FRS3号により導入された多くの特徴を保持するよう提案する(DP, par. 13).

- (a) 異常項目と多くの例外項目の意義と取扱
- (b) 営業成果の継続活動と廃止活動とへの分解
- (c) 会計方針変更の取扱
- (d) 見積変更の取扱

しかし、当該報告書は、現行FRS3号の現存の特徴を展開する特定の提案を次のとおり行う。

第1点目は、FRS3号の第20項にしたがえば、営業利益の後に別建てで表示されるような取扱についてである。具体的には、事業の売却または終結損益および固定資産処分損益 (profits and losses on the sale or termination of a business and on the disposal of fixed assets) と基本的な組織変更またはリストラクチャリングのコスト (costs of a fundamental reorganization or restructuring) がそのような項目に該当する。変更提案によれば、事業の売却または終結損益および固定資産処分損益と基本的な組織変更またはリストラクチャリングのコストが一般的に当該報告書の『その他』の区分 ('other' section) 内で報告されるであろうが、その一方で、基本的な組織変更またはリストラクチャリングのコストは営業の一部として報告され、もし重要ならば、別建てで開示されるようになる(DP, par. 14 (a)).

第2点目は、時々任意の基準で行われる『例外項目調整前成果 (pre-exceptional results)』に関してである。その表示は、時々任意の基準で行われるものであるが、その表示を関係付けるための追加の開示を、G4+1 報告書は要求する。当該提案は、そのような表示を促進も禁止もするものではないが、当該表示がなされるならば、過去の、たとえば5年間のそれぞれについて例外項目調整前成果、例外項目 (exceptionals)、および例外項目調整後成果の開示に繋がるはずである。多くの場合、そのような項目の開示は、各期に異なる理由によって生じる一方で、例外項目 (exceptional items) は成果の傾向を査定する際に合理的に無視できないことを示すであろう(DP, par. 14 (b)).

第3点目は、財務業績の異なる構成要素にまたがる税金の配分に関してである。これは、FRS3号に先立つ財務報告公開草案 (FRED) における問題であったが、G4+1 報告書でも扱われた(DP, par. 14 (c)).

第4点目は、誤謬訂正額 (the correction of errors) の取扱についてである。G4+1 報告書では、FRS3号により定義されているような『基本的誤謬』とあらゆるその他の重要な誤謬とを区別しない。その結果、重要な誤謬すべてが過年度修正を行うことによる訂正を必要とする。ここにいる、過年度修正とは、利益剰余金の期首残高を直接訂正することである。G4+1 の見解は基本的誤謬と重要な誤謬とを区別することは実行可能ではないということである。このアプローチは、過去の誤謬により攪乱されない当期純利益を残すことになるであろう。それにも関わらず、重要な誤謬についての継続的な訂正は作成者と監査人の効率性に疑問を投げかけるであろう(DP, par. 14 (d)).

③ FRS11号およびFRS15号への影響

G4+1 報告書の第3章は、固定資産に関わる利得および損失が単一の財務業績報告書上で報告さ

れるかを記述する。FRS11号『固定資産および暖簾の減損』およびFRS15号『有形固定資産』は、ともに『企業にとっての価値』モデル（‘value to the business’ model）を採用し、両方とも、『再評価損失（‘revaluation losses’）』は、一部を一般的価格下落に原因があり、一部を経済的便益の消費に原因があると認めており、かつ、どれが価値減少に起因したものを決定することは必ずしも可能ではないことを認めている。FRS11号において提案された解決策（つまり、損失は、それが減価償却後歴史的な原価（depreciated historical cost）まで、またはそれを超えて、帳簿価額を減少させる範囲に従い報告されるべきであるというもの—裁定的区分規準（an arbitrary cut-off line））は、異なる特性を備えた利得および損失を報告するための枠組みの欠如に対する実用主義的な解答としてみなされうる。FRS15号は、より原理的なアプローチを展開した。G4+1報告書は、このアプローチをさらに展開し、裁定ルールに頼る必要性を極小化するであろう財務業績報告の枠組みを提案することによって報告実務に革新をもたらした（DP, par. 16）。

G4+1報告書は、イギリスの現行実務に対して以下の3つの変更を提案した（DP, par. 17）。

(a) 減価償却費調整額（adjustments to depreciation）または減損戻入額（reversals of impairments）をあらわさない処分利得（Dis-

posal gains）は、単一業績報告書の『その他の利得損失』区分（おおむね、総認識利得損失計算書に等しい。）で報告されるであろう。それらは、FRS15号の下では、損益計算書本体において（on the face of the profit and loss account）別建てで表示される（FRS3, par. 20）けれども、『営業/売買活動』に当たるものとして（つまり、損益計算書で）報告される。

(b) 処分損失は、それらが減損または減価償却調整額をあらわさない場合に限り、単一業績報告書の『その他の利得損失』区分で報告されるであろう。それらは、FRS15号の下では、損益計算書本体において別建てで表示される（FRS3, par. 20）けれども、『営業/売買活動』に当たるものとして（つまり、損益計算書において）報告される。

(c) すべての減損損失は、単一業績報告書の『その他の利得損失』区分で報告されるであろう。FRS11号の下では、再評価された固定資産から生じる減損損失は、それらが当該資産の帳簿価額を償却後歴史的な原価未満に引き下げるものではなく、かつ経済的便益の明らかな消費に起因するものではない場合に限り、総認識利得損失計算書（おおむね、単一業績報告書の『その他の利得損失（other gains and losses）』区分に当たる。）において報告される。

業績の構成要素	利得および損失
営業/売買	帳簿価額に基づく減価償却費 すべての減損損失（およびその戻入額） 減価償却調整額をあらわす処分利得・損失 減損をあらわす処分損失
その他の利得損失	再評価利得 減価償却調整額や減損をあらわさない処分利得 再評価損失および処分損失（ただし、減損または減価償却調整が存在しなかった場合に限り）

これらの変更は、FRS11号で採用されたアプローチを再評価損失にまで拡張するものであり、当該再評価損失は、その資産の回収可能価額がその再評価額を上回らない（減損をあらわさないが下方の再評価（downward revaluation）をあらわすような損失である）場合に限り、総認識利得損失計算書において報告される（par. 18）。

前頁の表は、G4+1報告書に従った「企業にとっての価値」モデル会計の下で固定資産に関する利得および損失がどのように報告されるかをまとめている（par. 19）。

これらの変更は、実現に基づくアプローチではなく、その性質に従い利得および損失をグループ化する財務業績報告に対する構成要素アプローチの発展を反映している（DP, par. 20）。

(4) 配当金の取扱

『討議資料』は、G4+1報告書では扱われなかったイギリス固有の問題として、法律の規定に関連ある配当金の取扱を取り上げている。

イギリスでは、配当金（支払済みまたは、支払済みと提案されただけのもの両方）は、当期純利益からの控除として損益計算書本体に含められる。財務業績の報告に関して、本『討議資料』に述べているとおり、配当金は利益処分（an appropriation of profit）であって、それは財務業績報告書に含めるべきではないものである。それゆえ、配当金は業績報告書本体に含められるべきではなく、むしろ持分変動の一部とされるべきであると提案される。もちろん、資金の流出もまた、キャッシュフロー計算書に表示され（そして、独立して開示される。仮に、利用者が当該期間の配当金を財務業績と関連すると見ることから便益をまだ得得であろうと考えるならば、それは、業績報告書の直後に続く備忘項目（a memorandum item）として表示できよう。業績報告書における配当金の取扱は、期末後ではあるが財務諸表が承認される前に宣言された配当金は貸借対照表日現在の負債をあらわさず、むしろ留保金（an

appropriation）であり、そこでそのように報告されるべきであるという最近 IASC によって採用された決定を実行したものである（DP, par. 22）⁷⁾。

IV FRS3号『財務業績の報告』改訂案の概要

『討議資料』の提案を受けて、ASBはFRS3号の改訂草案（FRED22号）を2000年12月に公表した。その概要は以下のとおりである。

(1) 定義

FRED22号は、諸項目について、以下のとおり定義している。

7) 財務業績の報告に関してはすでに各国でそれぞれの国

の実情にあわせた取扱がなされているが、『討議資料』では、イギリスにのみ関連ある財務業績報告の特定局面が存在しているとして、イギリスの財務業績報告の現状を前提とした場合に論議を呼ぶであろう点を、G4+1報告書の提起した10の問題に続ける形で、以下のとおり4つ提起している。すなわち、

「問題11 配当金は財務業績項目ではなく、単一の業績報告書の本体に含められるべきではない利益処分であるということに同意するか。もしそうならば、業績報告書の脚注に備忘項目として配当金を表示することは有用であろうか。

問題12 FRS3号は歴史的原価に基づく利益および損失（historical cost profits and losses）の注記としての開示を要求する。これは、固定資産の再評価に関して裁量が認められている限りは比較可能性を高めるためと、利用者がその歴史的原価を参照することにより固定資産売却損益を査定できるようにするために導入された。歴史的原価に基づく利得および損失（historical cost gains and losses）の注記は改訂基準書において要求されるべきであろうか。もしそうならば、この注記の役割はどのように変更されるべきか。

問題13 財務諸表公表後に発見された重要な誤謬すべてが過年度修正により訂正されるべきであって、この取扱をFRS3号により定義されている『基本的誤謬』に限定するべきではないというG4+1報告書の提案に同意するか。

問題14 固定資産に関する利得および損失はどのように報告されるべきかに関するG4+1報告書の提案は、FRS11号により導入され、FRS15号により精緻化されたルールの有用な発展であると思うか。特に、減損およびその他の損失の報告に関する提案に同意するか。」（DP, par. 26）。

「買収部門：

あるエンティティーの一構成部分で、当期中に買収されたもの。

廃止事業：

あるエンティティーの一構成部分で、

- (a) 独立の主要事業系列または営業地域を表わし、
- (b) 財務報告目的のため、かつ活動的に、区別でき、かつ
- (c) 単一の計画に従い
 - (i) 単一取引での当該構成部分の売却によるか、または分割すなわち、当該エンティティーの株主に対する当該構成部分の所有権の分離によるような、その全体を実質的に処分される予定であるもの。
 - (ii) 個々に当該構成部分の資産を売却し負債を決済することによるような、一部の処分を予定されているもの。または、
 - (iii) 廃棄を通して、終結される予定のもの。

例外項目：

報告エンティティーの正常活動に属する取引または事象から派生し、かつ、財務諸表が真実かつ公正な概観を与えるならば、その大きさまたは発生頻度により、個別的に、または類似の種類であればまとめて、開示されることが必要である重要項目である。

異常項目：

報告エンティティーの正常活動に属さない取引または事象から派生し、かつ、反復するとは期待されない高い程度の異常性 (abnormality) をもった重要項目である。それには、例外項目も含まれないし、また、過年度項目も含まれないが、それは単にそれらが過年度に関係があるという理由からである。

財務業績：

あるエンティティーの財務業績は、会計モデルにより捕捉されうる限りにおいて、自らが支配する資源に対して当該エンティティーが獲得

する利潤 (return)、当該利潤の構成要素および当該構成要素の性質から成る。

一期間中のエンティティーの財務業績は、認識された利得および損失のすべてを含む。それだけで、数学的意味において、それは、前期末から当期末にかけての報告エンティティーの純資産額の変化額から、所有主への分配および所有主からの拠出を除外したものである。

財務・金融区分 (Financing and treasury section)：

エンティティーの資金調達およびその金融活動から生じる利得および損失が報告される財務業績報告書の区分。

基本的誤謬：

真実かつ公正な概観、ひいてはエンティティーの当期財務諸表の妥当性を破壊するほど重要な誤謬。

利得 (Gains)：

所有主からの拠出の結果として生じるものではない所有主持分権 (ownership interest) の増加。その用語は「収益」として言及される項目を含む。

当初開示事象 (Initial disclosure events)：

廃止事業に関して、次のうちの一つで、どれでもより早く生起するものの生起である。すなわち

- a) 廃止事業に帰属する資産の実質的にすべてに関する拘束力ある売却約定をエンティティーが締結すること。または、
- b) 当該エンティティーの取締役会または同様の統治機関が次の両方を行うこと。
 - (i) 廃止のための詳細な正式の計画を承認したこと。かつ
 - (ii) 当該計画の公表を実施したこと。

さらに、当該エンティティーの行為が、当該エンティティーは計画された終結を実行するよう影響を受ける程有効な期待を生ぜしめたこと。

損失 (Losses)：

所有主への分配の結果として生じるものでは

ない所有主持分権の減少。その用語は「費用」として言及される項目を含む。

営業区分 (Operating section):

本会計基準および他の会計基準によって他の区分に報告されることを要求される利得・損失以外のエンティティの活動から生じるすべての利得・損失が報告される財務業績報告書の区分。

正常活動 (Ordinary activities):

エンティティによりその事業の一部として実行されるあらゆる活動および当該活動を増進するために報告エンティティが従事する当該活動に付随するかまたはそれから派生するような関連活動である。そのような活動には、事象の頻度または異常性に関わりなく、政治的、規制、経済的または地理的環境を含むエンティティの活動する様々な環境において生じる事業が当該エンティティに対して与える影響を含む。

本会計基準および他の会計基準により決定されるような業績報告書上「その他の利得および損失」の区分で報告される利得と損失は長期間保有された項目から生じる保有利得および損失で、当該エンティティの主たる活動に関連するが付随的であるものを表わす。それ自体としては、正常活動に関するエンティティの利益の一部ではない。

その他の利益および損失 (Other gains and losses section):

時の経過での価値変化から便益を得る目的ではなく、営業または資金調達目的で保有する長期項目から生じる保有利得および損失が報告される財務業績報告書の区分であり、それゆえ、当該エンティティの営業または財務金融活動を直接は、反映しない。

過年度修正:

会計方針の変更または基本的誤謬の訂正から生じる過年度に対して適用される重要な調整である。それらには過年度に行われた会計上の見

積りに関する通常の反復的訂正または修正を含まない。」(FRED22, par. 2)

(2) FRED22号で提案された内容

FRED22号では、以下のように提案されている。

① 単一業績報告書の提案

当期の当該エンティティの財務諸表において認識された利得および損失のすべては、財務業績報告書に含められるべきである (FRED22, par. 6)。

利得および損失ではない項目は財務業績報告書で報告されるべきではない (FRED22, par. 8)。

財務業績報告書の区分間でのリサイクリング^(注)は許されない (FRED22, par. 10)。

(注)「リサイクリング」とは、ここでは、一つの会計期間において利得または損失を業績報告書上認識し、それから、後の期間において、当該利得または損失の全部あるいはいくつかを、当該項目の性質がある意味において変化したと思われるという理由で、財務業績報告書の同一または異なる区分のどちらかにおいて異なる表題の下に認識することを意味する。

利得および損失は、次の場合を除いて、財務業績に関する情報の表示上、相殺されるべきではない (FRED22, par. 12)。すなわち、

- a) それらが同一の事象または環境に関係し、かつ
- b) 総額での構成要素の開示が、将来の結果と過去の取引および事象の影響のどちらかを評価するのに有用である公算が小さい。

財務業績報告書の区分

エンティティはその業績報告書を次の3つの区分に分割すべきである (FRED22, par. 14)。

すなわち、

- a) 営業活動
- b) 財務金融活動、および

c) その他の利得および損失.

当期の財務諸表に認識される利得および損失はすべて、単一の業績報告書の区分に含まれるべきである（FRED22, par. 15）.

エンティティーにより遂行される様々な活動は、安定性、リスクおよび予測可能性の点で異なり、そして、それゆえ、財務業績の構成要素は、財務業績報告書の異なる区分において開示される必要がある。別個の区分内における構成要素情報の開示は、ある期間にあげた業績の理解を容易にし、かつ、過去の結果が潜在的な将来の結果を査定するのにどれだけ有用であるかを利用者が判断するのに役立つことを企図している（FRED22, par. 16）.

② 3つの区分

FRED22 では、財務業績報告書を営業区分、財務金融区分およびその他の利得損失区分の3つに区分するよう提案されている。

まず、営業区分について、次のとおり記述する。

利得および損失は、それらが FRED22 号、その他の会計基準または UITF 要約により他の区分に記載されることを許容もしくは要求されている場合にのみ、業績報告書の営業区分から除外されうる（FRED22, par. 18）.

営業活動からの損益は、報告エンティティーがその顧客との取引において、産出から稼得するもの（収益）と当該産出を獲得するために犠牲にするもの（費用）とに焦点を合せている。そのエンティティーがあげた営業利益（operating margins）に関する情報を提供するために、営業区分に記載されている費用は当該エンティティーの営業を遂行するのに負担したコストのすべてから構成されるべきである。それゆえ、この区分は、長期項目の経済便益の消費を表す配分額、例えば、固定資産の減価償却費および減損額または当期中の従業員の提供用役から生じると期待される保険数理負債の増加を表す当期勤務費用（current service cost）を含むべきである（FRED22, par.

19）.

次に、財務金融区分については以下のとおり記述する。

この区分に表示されるべき認識された利得および損失は次のとおりである（FRED22, par. 22）.

- a) 支払利息および受取利息
- b) 年金などの長期項目に関する割引の戻し増し額（unwinding）
- c) 金融活動の一部として保有された投資からの損益
- d) 債務の買戻しまたは早期決済から生じる利得および損失
- e) 他の会計基準または UITF 要約により含めることを明らかにされた他の利益および損失のすべて

財務活動から生じるどの利得および損失が業績報告書の営業区分で報告されているかに関する基準（basis）は開示されるべきであり、これは、毎期、首尾一貫して適用されるべきである。

なお、財務的性格を持つ全部の項目がこの区分で報告されるわけではない（FRED22, par. 23）.

最後に、その他の利益および損失について、以下のとおり記述する。

この区分に表示されるべき認識された利得損失は次のとおりである（FRED22, par. 26）.

- a) 固定資産に関する再評価利得損失
- b) 継続営業活動における財産の処分に関する利得損失
- c) 確定給付型年金制度から生じる保険数理上の利得損失
- d) 廃止営業活動の処分に関する損益
- e) 外貨純投資に関する為替換算差額
- f) 投資不動産から生じる再評価利得損失
- g) 未行使の新株引受権の失効に関して、その新株引受権につき以前認識された全額
- h) 他の会計基準または UITF 要約に準拠して決定されるか、または、それらにより明らかにされた他の認識された利得損失のすべて

③ 継続事業、買収部門および廃止事業

継続事業、買収部門（継続事業の構成要素としての）および廃止事業各々の総計の成果は、営業区分の成果につき別個に開示されるべきである。同一の情報が、そうすることが実施不可能か、あるいはその結果得られる情報が誤解を招く可能性を持つ場合でなければ、財務金融区分およびその他の利益損失に関しても与えられるべきである。継続事業に含められた買収部門の成果は同一期間の廃止事業であるものを含むべきではない（FRED22, par. 30）。

継続事業、買収部門および廃止事業の成果を別建てで報告する目的は、利用者が第1に、エンティティーの経営活動のこれらの側面に関する財務業績を査定し、第2に、将来の損益を査定するための基礎を形成するのに役立つことである。別建て表示は、廃止予定のエンティティーの経営活動部分と買収の完了した新しい経営活動部分の重要性に関する分析の助けとなる（FRED22, par. 33）。

なお、買収部門について、さらに、次のとおり述べている。

買収が生じた期間の買収後の成果が開示されるべきである。当期末までの経営活動の買収後の成果を決定することが実施不可能であれば、会社法制により要求される情報に加えて、継続事業の売上および営業利益に対する買収部門の貢献に関する指標（indication）が与えられるべきである。当期の成果に対する買収部門の貢献に関する指標が与えられないならば、当該事実およびその理由が説明されるべきである（FRED22, par. 37）。

また、廃止事業に関しても、以下のとおり記述している。

FRED22号で定義されているように、廃止事業は、たまたま生じると期待されている。廃止事業として分類されない変更のいくつかはリストラクチャリングに該当し得る。また、廃止事業とリストラのどちらにも該当しない、まれに生起する事象はそれらの大きさ、性質または発生率が当該

エンティティーの当期の業績を説明するのに当該項目を目的適的にするために、第2項で定義されたような例外項目として別建て開示を要求する利益または費用（income or expense）の項目に結果としてなるかもしれない（FRED22, par. 48）。

④ 例外項目と異常項目

例外項目は、業績報告書の関連区分に、そして、さらに適切であれば、継続事業または廃止事業かに、割り当てられるべきである（FRED22, par. 61）。

また、すべての異常損益は、税引後正常活動損益の後に、および連結財務諸表では少数株主持分損益の数値の後に、業績報告書の本体において、別建てで表示されるべきである。各異常項目の金額は、業績報告書の本体が注記のどちらかで、個別に表示されるべきであり、かつ、各異常項目に関する適切な記述がその性質を理解可能とするために、与えられるべきである。異常損益および連結財務諸表においては少数株主に帰属する異常損益に対する税金は、業績報告書の本体または注記のどちらかで異常項目の一部として別建てで表示されるべきである。将来の期間における異常損益に関する税金に対する以後のあらゆる調整は、異常項目として表示されるべきである（FRED22, par. 67）。

⑤ 税金

営業区分および財務金融区分の項目に対して生じる税金は税引前正常活動利益という法定の行の後に表示されるべきである。その他の利得損失区分の項目に対して生じる税金調整額は、当該区分内の単一項目として表示されるべきである（FRED22, par. 70）。

その他の利得損失区分の項目または異常損益に対する税金は、それらの項目があたかも存在しない場合の正常活動損益に対する税金を計算し、さらに、この名目的税負担額と当期税負担総額とを

比較することにより決定されるべきである。それゆえ、あらゆる追加税金調整額（繰延税金を含む）の発生が当該項目に割り当てられるべきである。同一期間に、その他の利得損失と異常損益の両方が存在していれば、当該諸項目に対する税金の合計額が計算され、より適切な配分基準が利用可能でない限り、各金額に応じて2つに配分されるべきである。より適切な基準が採用されたならば、配分基準が開示されるべきである（FRED22, par. 73）。

⑥ 所有主持分権（ownership interests）の調整表

所有主持分権の期首と期末の合計額を調整する主要報告書が提示されるべきである。特定の調整項目、すなわち、業績報告書で報告されているような期間の成果、当期配当金（FRS4号『資本証券』により要求されているような持分配当と非持分配当とに分解して）および過年度修正の累積的影響額は調整表上、別建てで開示されるべきである（FRED22, par. 91）。

⑦ 過年度修正

過年度修正は、主要財務諸表および注記における以前の期間の比較数値を訂正し、利益剰余金期首残高を当該累積的影響額で修正することにより報告されるべきである。当該修正の累積的影響額も、また、当期の業績報告書の脚注として示されるべきである。実施可能であれば、過年度修正が以前の期間の成果に対して与える影響が開示されるべきである。この開示の実施が不可能であれば、その事実が理由とともに記述されるべきである（FRED22, par. 97）。

基本的誤謬の訂正は過年度修正により報告されるべきである（FRED22, par. 99）。

以上のような提案をしながら、FRED22号では、次頁の図表4のような財務業績報告書の様式を例示している。

(3) 分配可能利益と実現

ここで問題となるのが、会社法との関係、特に実現利益の問題である。これについて、FRED22号では、付録IIにおいて、次のとおり述べている⁸⁾。

損益計算書と実現利益

累積損益の分配のための利用可能性に関する法制から、当期または別の期間のどちらかの法定損益計算書（FRED22号の提案の下では、関連税負担額を含む営業区分および財務金融区分のこと）に、すべての実現利益とすべての実現損益とが報告されねばならないということには、当然にはならないというのが、当審議会の見解である。その代わりに、留保損益剰余金を調整すれば充分である（A II, par. 17）。

実現利益および法定損益計算書

FRED22号の下で、いくつかの実現利益、特に固定資産処分利得は法定損益計算書を迂回する。これは法律上許容可能な実務であると当審議会は考える。損益計算書外で以前認識された利得が、実現したとしても損益計算書には報告されない財務報告上の取引が存在する（A II, par. 18）。すなわち、

- a) SSAP20号の下で、在外子会社に対する投資の処分に関して
- b) FRS15号（とFRS3号）の下で、再評価
- c) SSAP19号の下で、投資不動産
- d) FRS17号の下で、保険数理上の利得
- e) 過年度修正の累積的影響額を表す利得

そのような利得の実現は、一般に以前認識された全額が記録されてきた分配不能リザーブ（再評価リザーブのようなもの）と損益計算書リザーブ（the profit and loss account reserve）との間でのリザーブの振替により報告される（A II, par. 19）。

8) FRED22号の付録からの引用は、文末にA IIとして、項数のみを示す。

〈図表 4〉

財務業績報告書 (例示 1)			
	2001	2001	2000
			訂正後
営業項目	£ m	£ m	£ m
売上高			
継続事業	600		525
買収部門	50		
	<u>650</u>		
廃止事業	175		190
		825	715
売上原価		<u>(650)</u>	<u>(570)</u>
売上総利益		175	145
純営業費		<u>(124)</u>	<u>(93)</u>
営業利益			
継続事業	60		40
買収部門	6		
	<u>66</u>		
廃止事業	<u>(15)</u>		12
営業損益／利益	51		52
財務金融項目			
借入利息		(26)	(15)
年金規定関連基金運用収益		<u>20</u>	<u>11</u>
財務金融損益／利益		<u>(6)</u>	<u>(4)</u>
税金調整前営業財務損益		45	48
営業財務損益に対する税金		<u>(5)</u>	<u>10</u>
税金調整後営業財務損益		40	38
少数株主持分損益		<u>(5)</u>	<u>(4)</u>
当期中の営業財務活動から生じた損益		35	34
その他の利得損失			
継続事業での財産処分に係る再評価利得		6	4
固定資産の再評価		4	3
確定給付型年金制度に係る保険数理上の利得		276	91
廃止事業の処分益		3	—
外貨純投資の為替換算差額		<u>(2)</u>	<u>5</u>
税金調整前その他の利得損失		287	103

イギリスにおける財務業績報告の展開（佐藤）

その他の利得損失に対する税金	(87)	(33)
税金調整後その他の利得損失	200	70
少数株主持分損益	(30)	(10)
当期のその他の利得損失	170	60
当期総利得損失	205	94
補足記載項目		
一株当たり利益	39p	41p
調整	Xp	Xp
調整後一株当たり利益	Yp	Yp
希薄化後一株当たり利益	Zp	Zp
一株当たり配当金：持分	3.0p	1.8p
優先	0.6p	0.6p
当期配当金総額：持分	£6.7m	£0.7m
優先	£1.3m	£1.3m
当期中認識された過年度修正（注 X 参照）	(£10m)	

FRED22 号は、未実現である利得のすべてが法定損益計算書に記載されるべきであると提案しない（A II. par. 20）。

実現損失と法定損益計算書

付録 4 表の第 12 (b) 項は、すべての負債と損失が勘定記入されることは要求するが、それらが損益計算書に記載されねばならないとは述べていない。さらに第 4 号指令の関連部分も損益計算書に言及していない（A II. par. 21）。

“勘定記入”は、これらの利得損益のすべてが法定損益計算書上で報告されるべきであると必然的に要求するわけではない。それらはその代わりにリザーブの変動として（例えば、提案された単一業績報告書におけるその他の利得損失区分において）表示されうる（A II. par. 23）。

配当

FRED22 号は、配当が財務業績の項目としてではなく、むしろ利益の分配として取り扱われるべきであると述べる。それゆえ、それらは、明らかにされた法定損益計算書の中であれば、単一財務業績報告書には表示されないだろう（A

II. par. 24）。

このように、会社法上、実現利益のみを分配可能とする取扱は、FRED22 号の要求する単一業績報告書による財務業績の報告および、リサイクルをしない扱いとは矛盾しないことを説明している。つまり、イギリスでは、財務業績報告と分配可能利益の計算とは分断されている提案がなされているということができるのである。

V 結び—イギリスにおける財務業績報告の展望—

以上で検討したとおり、イギリスでは、総認識利得損失計算書という第 2 の損益計算書に記載していた項目をも含めた、すべての項目を一つの報告書に記載する単一業績報告書の提案が行われている。それまで、総認識利得損失計算書に記載されていた項目は、ほとんど、新たな財務業績報告書の「その他の利得損失」区分に記載されるように提案されている。しかも、これは、ある意味で、資産または負債項目の評価差額をすべて何らかの意味での財務業績を表す項目であると位置付

けているものと解釈することができよう。その理由は、財務業績報告書に記載されているからという単純なことではない。それは、「その他の利得損失」区分に記載された項目の基となった資産または負債が売却または決済された時点でも、当該項目を「営業」区分や「財務金融」区分に再度記載し直すこと、つまりリサイクルをしないからである。

アメリカや日本の会計基準では、資産、特に有価証券の会計基準で、経営者の保有意図に基づく分類および会計処理が定められている。たとえば、日本基準では、市場価格のある有価証券を、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式、さらにその他有価証券に4分類し、満期保有目的の債券には償却原価法を、子会社株式および関連会社株式には原価法を適用し、売買目的有価証券とその他有価証券には時価法を適用する。さらに、時価法による評価差額は、売買目的有価証券については当期損益に含め、その他有価証券については、いわゆる資本直入を行うのである。

このような経営者の保有意図に基づいて会計処理を決定するやり方には、さまざまな角度から批判が行われている⁹⁾が、イギリスにおける財務業績報告に関する提案は、経営者の保有意図にかかわらず、その客観的な状況に基づいて会計処理を決定しようとする点で、正反対の考え方を取るものといえる。国際会計基準に関する議論の前提として検討され、2000年12月に公表されたJWGの『金融商品およびその類似項目』でも、イギリスと同様の考え方が提案されていることから、このような考え方が少数派であるとは、少なくともいえなくなっているのである。わが国に対する影響も大きいと思われるので、財務業績の報告に関する検討は、その報告方法に関してのみならず、財務業績を表す項目の範囲の決定に関しても、ますます必要とされているのである。

9) 財務業績と経営者の保有意図に関連する検討は、佐藤(2001b)を参照されたい。

(日本大学経済学部教授)

(参考文献)

ASB, FRS No. 3, "Reporting Financial Performance," 1992. なお、同文書の翻訳については、原光世訳「財務会計基準 財務業績の報告」(田中弘・原光世共訳『イギリス財務報告基準』中央経済社、1994年所収)を参照した。

ASB, *Discussion Paper: Reporting Financial Performance: proposals for change*, (ASB, 1999).

ASB, FRED No. 22 Revision of FRS 3 'Reporting Financial Performance,' (ASB, 2000).

ASC, SSAP No. 6 (revised) "Extraordinary items and prior year adjustments," 1986. 引用にあたっては、SSAP6と略し、文末に項数のみを示す。なお、同文書の翻訳については、田中弘訳「会計基準書第6号 異常損益項目および過年度修正」(田中弘・原光世共訳『イギリス会計基準書』中央経済社、1990年所収)を参照した。

G4+1, *Position Paper: Reporting Financial Performance: proposals for change*, 1999. なお、同文書は、ASB (1999) の15頁以降にも収録されている。

IASC, *Discussion Paper: Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, IASC, 1997.

JWG, *Financial Instruments and Similar Items*, The Japanese Institute of Certified Public Accountants, 2000.

岩崎勇「財務業績の報告—G4+1の特別報告書を中心として—」『JICPA ジャーナル』第515号、1998年6月。

企業財務制度研究会 (COFRI) 『包括利益をめぐる論点: 包括利益研究委員会報告』(財)企業財務制度研究会、1998年。

菊谷正人「英国の総認識利得損失計算書」『企業会計』第53巻第7号、2001年7月。

佐藤信彦 (a) 「負債の時価評価—JWG『基準書案』の検討—」『経営財務』第2512号、2001年2月。

佐藤信彦 (b) 「包括利益概念と利益観」『企業会計』第53巻第7号、2001年7月。

佐藤信彦 (c) 「会計方針変更の累積的影響額と会計上の

イギリスにおける財務業績報告の展開（佐藤）

見積の変更」（日本簿記学会簿記理論研究部会中間報告書『「その他の包括利益」の簿記処理』第2部第4章所収），2001年．